

4 その他

関係機関との協議結果

小山市 市民生活安心課

指導事項等	協議事項
・交通事故防止対策には十分に配慮してほしい。 ・併せて、付近道路上等において、自転車等の駐輪をさせないよう対策をお願いしたい。	・交通事故の防止に向け、駐車場出入口には案内看板の設置や停止線の路面表示を行います。また、オープン時や混雑時には交通誘導員を配置し、事故の防止に努めます。 ・駐輪場には看板を設置します。オープン時には交通誘導員による声かけを行い駐輪場へ誘導します。 (回答確認日：令和7年9月18日)

小山市 環境課

指導事項等	協議事項
【環境保全係】 ・店舗新設時に騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の開始の7日前までに届出が必要です。 ・室外機の送風機の定格出力が7.5kW以上のものを設置する場合は、騒音規制法に基づく特定施設に該当するため、特定施設設置工事の30日前に届出が必要になります。 ・届出概要記載のとおり荷さばき時の騒音等に十分に注意し、周辺的生活環境を損なうことのないよう、静穏の保持に努めること。 【資源循環推進係】 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の規定に基づき、食品ロスの発生抑制に努めるとともに、食品残渣の再生利用を積極的に推進すること。 ・「もやししかないごみ」（可燃系廃棄物）については、小山広域保健衛生組合の指定ごみ袋を使用し収集運搬業者に引き渡すこと。	・騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の開始の7日前までに届出を行います。 ・室外機の送風機の定格出力が7.5kW以上のものを設置する場合は、室外機設置工事の30日前までに届出を行います。 ・荷さばき時の騒音等に十分注意し、周辺的生活環境を損なうことがないよう静穏の保持に努めます。 ・食料品の売り切りや適切な在庫管理を行い、食品ロスの削減に努めます。発生した食品残渣は積極的に再生利用を図ります。 ・もやししかないごみ（可燃系廃棄物）は、小山広域保健衛生組合の指定ごみ袋を使用し許可をもつ収集運搬業者に引き渡します。 (回答確認日：令和7年9月18日)

小山市 農政課

指導事項等	協議事項
・周辺農地に影響が無いよう、事業施工の際には土砂等の崩落、飛散又は流出等への被害防除対策を十分に行っていただきたい。	・計画地に近接した農地はありませんが、工事実施時には、敷地外への土砂等の崩落、飛散、流出がないよう、散水や敷地の仮囲いを実施します。土砂の搬入搬出が発生した場合には、シートで被う等の飛散対策を実施します。 (回答確認日：令和 7 年 9 月 29 日)

小山市 道路課

指導事項等	協議事項
・土砂搬出入等の車両通行に伴い市道に破損が生じた場合は、速やかに道路管理者に届出をし、指示を受けて、直ちに原形復旧に努めること。 ・道路の清掃は随時実施し、地域住民の迷惑にならないよう十分に配慮すること。 ・市道が隣接しておりますので、越境することのないよう注意してください。 ・市道の占用が発生する際は、道路法 32 条の申請の必要があります。 ・市道を自費で工事する際（乗入れ、舗装等）は、道路法 24 条の申請が必要となります。 ・開発行為により道路を構築する場合は、都市計画法 32 条に伴う協議が必要となります。	・土砂搬出入車両通行時に市道に破損が生じた場合には、道路管理者に届出し指示を受け、原形復旧に努めます。 ・地域住民の迷惑にならないよう、道路の清掃を随時実施します。 ・市道への越境することがないように注意します。 ・計画では市道の占用はありませんが、市道の占用が発生する場合には、事前に協議を行い、道路法 32 条の申請をいたします。 ・計画では小山市側市道を自費で工事する予定はありませんが、工事が発生する場合には、事前に協議を行い、道路法 24 条の申請をいたします。下野市側については、協議を行い、道路法 24 条の申請を行い、令和 7 年 4 月 24 日に承認をいただきました。 ・計画では道路を構築する予定はありませんが、そのような事例が発生した場合には、都市計画法 32 条に伴う協議を実施します。 (回答確認日：令和 7 年 9 月 17 日)

小山市 都市計画課

指導事項等	協議事項
・開発許可申請中です。 ・屋外広告物を掲出する場合は、栃木県屋外広告物条例に基づく許可を要します。	・令和 7 年 8 月 28 日に小山市、下野市とも開発許可をいただきました。 ・広告塔については令和 7 年 7 月 3 日に許可をいただきました。建物については事前協議が終わっています。それ以外は、詳細が決まり次第、協議を行います。 (回答確認日：令和 7 年 9 月 18 日)

小山市	総合政策課	指導事項なし
小山市	行政総務課	指導事項なし
小山市	福祉総務課	指導事項なし
小山市	治水対策課	指導事項なし
小山市	建築指導課	指導事項なし
小山市	消防本部	消防総務課 指導事項なし
小山市	教育委員会	こども未来部 こども政策課 指導事項なし
小山市	教育委員会	こども未来部 青少年支援課 指導事項なし
小山市	教育委員会	こども未来部 学校支援課 指導事項なし
小山市	教育委員会	生涯学習部 生涯学習文化課 指導事項なし
小山市	産業観光部	商業観光課 指導事項なし

栃木県 地域振興課

指導事項等	協議事項
・国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出の要否について、小山市都市計画課に確認してください。	・小山市都市計画課様と協議を行い、2024 年 10 月に届出済です。 (回答確認日：令和 7 年 9 月 17 日)

栃木県 県民協働推進課

指導事項等	協議事項
・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。 ・図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ 30 cm×15 cm）を行ってください。	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等を行い、未成年者（20 歳未満の者）に販売しないようします。 ・図書类等を販売する場合は有害図書類に留意し、有害図書類を扱う場合は、栃木県青少年健全育成条例に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年に販売しないようにします。 また、陳列箇所に有害図書類を青少年に販売できない旨の掲示をします。 (回答確認日：令和 7 年 9 月 19 日)

栃木県 環境保全課

指導事項等	協議事項
・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要)	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意のある対応を行います。 (回答不要のため確認日なし)

栃木県 資源循環推進課

指導事項等	協議事項
・栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ・栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	・廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進に向け、食料品の売り切りなどによる食品ロスの削減、包装の簡素化、リサイクル品の店頭への回収ボックスの設置など、循環型社会の形成に向け、積極的に取り組みます。 （回答確認日：令和7年9月19日）

栃木県 交通政策課

指導事項等	協議事項
・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。 ・出入口1において「右折出庫」を防止する対策を実施するようお願いします。 ・出入口2について「左折入庫」「左折出庫」のみの計画であるので、「右折出庫」「右折入庫」を防止する対策を実施するようお願いします。	・店舗オープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を実施いたします。 ・出入口1の出口側には、左折出庫の矢印を路面表示し、案内看板を設置します。 ・出入口2には、右折入庫禁止の看板を設置し、出口側には左折出庫の矢印を路面表示します （回答確認日：令和7年9月17日）

栃木県 上下水道課

指導事項等	協議事項
・汚水排水計画及び雨水排水計画については、小山市担当課と協議してください。	・汚水排水計画及び雨水排水計画については、小山市上下水道お客様センター（下水道施設課）様と協議し、令和 7 年 8 月 25 日に終了しました。 （回答確認日：令和 7 年 9 月 17 日）

栃木県 都市政策課

指導事項等	協議事項
<景観づくり担当> ・小山市景観計画に基づく行為の届出の要否について、小山市都市計画課と協議してください。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、小山市都市計画課と協議してください。 （協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203） <計画担当> ・当該地は「羽川北地区計画」の内容に則して立地することが必要になります。詳細については、小山市都市計画課と協議してください。 （協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203） ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、小山市都市計画課と協議してください。 （協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203） ・当該地は都市計画道路 3・4・2 号間々田小金井線が都市計画決定されていますので、都市計画法第 53 条に基づく建築の許可について小山市都市計画課と協議してください。 （協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203） ・自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、小山市都市計画課（駐車場法担当）に確認してください。 （協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203）	・小山市都市計画課と協議し、令和 7 年 5 月 16 日に景観条例の届出を行いました。 ・広告塔については令和 7 年 7 月 3 日に許可済です。建物については事前協議が終わっています。それ以外は、詳細が決まり次第、協議を行います。 ・小山市都市計画課と協議し、令和 7 年 5 月 16 日に建物、広告塔とも地区計画の届出を行いました。 ・小山市都市計画課と協議し、令和 7 年 5 月 16 日に小山市立地適正化計画の届出を行いました。 ・小山市都市計画課と協議し、当該箇所の都市計画道路 3・4・2 号間々田小金井線は整備済のため、都市計画法第 53 条に基づく建築の許可は不要となりました。 ・令和 7 年 9 月 8 日に小山市都市計画課駐車場法担当と協議し、駐車場法の技術的基準に適合していることを確認いただきました。

栃木県 都市政策課

指導事項等	協議事項
・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203) <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801) <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可等の要否について、小山市都市計画課及び下野市都市政策課と協議してください。 (協議先：小山市都市計画課 0285-22-9234) (協議先：下野市都市政策課 0285-32-8909)	・令和 7 年 9 月 8 日に小山市都市計画課と協議し、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づいた措置がとられていることを確認いただきました。 ・開発許可の中で、みなし許可対応とすることで協議いたしました。書類を準備し、栃木県都市政策課盛土安全推進班との事前協議を進めます。 ・小山市都市計画課、下野市都市政策課と協議し、開発許可が必要となったため、申請を行い、令和 7 年 8 月 28 日に許可をいただきました。 (回答確認日：令和 7 年 9 月 18 日)

栃木県 建築指導課

指導事項等	協議事項
・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、小山市都市整備部建築指導課（TEL：0285-22-9233）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	・建築基準法については、日本 ERI へ申請中です。確認済証交付は 9 月中旬予定となっております。 ・建設リサイクル法については、着工 7 日前までに提出予定です。 ・建築物省エネ法については、日本 ERI へ申請中です。9 月中旬許可予定です。 ・バリアフリー法については、日本 ERI へ申請中です。確認済証交付は 9 月中旬予定となっております。別途、小山市にも届出が必要なため、令和 7 年 5 月 16 日に届出済みです。 ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例については、令和 7 年 5 月 16 日に小山市役所建築指導課に提出済みです。

栃木県 警察本部交通規制課

指導事項等	協議事項
・令和 7 年 6 月 17 日、事前協議終了。 ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	・今後、乗入口の位置等に変更が生じる場合には、関係各課と協議し、交通規制課様とも再協議いたします。 (回答確認日：令和 7 年 9 月 18 日)

栃木県 道路整備課	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし
栃木県 道路保全課	指導事項なし
栃木県 都市整備課	意見なし
栃木県 経営支援課	指導事項なし

下野市 都市政策課 管理保全課

指導事項等	協議事項
・店舗北西側（市道 6261 号線）の北側交差点は、信号機がなく事故が多発しています。出店により交通量の増加が想定されるため、十分な対策をお願いします。店舗西側からの出入りが主となる事業車両や従業員への注意喚起も行ってください。	・店舗北西側の出入口 3 の北側交差点の走行については、来客車両や従業員へ一時停止等の安全確認を呼びかけます。事業車両については、国道 4 号線側の利用を周知します。 (回答確認日：令和 7 年 9 月 24 日)

下野市 安全安心課 教育総務課 市民協働推進課

指導事項等	協議事項
・店舗西側に接する道路は、地域住民の生活道路であるため、乗入口の設置については見通しを確保するようお願いします。 ・店舗北側の区画整理地内の市道は、市立国分寺小学校の通学路として多くの路線が使用されています。周辺道路の混雑により、通学路も車の抜け道として交通量が増える可能性があるため、通学する児童の安全に十分配慮し、対策をお願いします。 ・所在地近隣住民及び自治会への説明を十分に行ってください。近隣住民への説明会開催にあたっては、広く事前周知を行うとともに、所在地近隣の自治会長へ個別に案内をお願いします。市民協働推進課にて自治会長名簿の開示が可能です。	・店舗西側の出入口 3 付近には、視線を妨げるような構造物や植栽は設置せず、運転者、歩行者双方の見通しを確保します。 ・案内看板やチラシ等により来店経路や通学路を周知し、店舗北側の区画整理地内の市道への来客車両の走行の抑制に努めます。 ・大規模小売店舗立地法に基づく説明会を実施する際には、折込チラシで周知を行います。ご指示いただきました近隣の自治会長への案内については、あらためてご相談させていただきます。 (回答確認日：令和 7 年 9 月 24 日)

下野市 環境課

指導事項等	協議事項
・廃棄物の発生抑制に努めること、分別を徹底し、リサイクルが可能なものは適切に処理することをお願いします。 ・建設工事に伴う騒音・振動により、周辺的生活環境を損なうことのないように、静穏の保持に努めてください。 ・適正な管理のもと保管してください。法令に基づき適正に処理してください。	・廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進に向け、食料品の売り切りなどによる食品ロスの削減、包装の簡素化、リサイクル品の店頭への回収ボックスの設置など、循環型社会の形成に向け、積極的に取り組みます。 ・建設工事を行う際には、周辺的生活環境に配慮し、可能な限り騒音振動を低減いたします。 ・廃棄物は適正に管理し、法令に基づき適正に処理します。 (回答確認日：令和7年9月24日)

下野市 安全安心課

指導事項等	協議事項
・災害発生時には可能な範囲で避難場所及び物資の提供について協力をお願いします。	・災害発生時には、可能な範囲でご協力いたします。 (回答確認日：令和7年9月24日)

下野市 管理保全課

指導事項等	協議事項
・屋外広告物を設置する場合、栃木県屋外広告物条例に基づき申請してください。	・広告塔については令和7年7月3日に許可済です。建物は事前協議が終わっています。それ以外は、詳細が決まり次第、協議を行います。 (回答確認日：令和7年9月24日)